

医療券の 有効期間は？



医療券の有効期間は、**区市町村の担当窓口が申請書類を受理した日から、**

- ① 2年を経過した日以降の直近の誕生日の属する月の末日まで
- ② 18歳の誕生日の属する月の末日までの**いずれか短い方**となります(医療券に記載されます。)

なお、有効期間満了後も引き続き助成を希望する方は、更新することができます*。有効期間満了までに(手続きに時間がかかりますのでなるべく1か月前までに)更新の申請をしてください。

※生年月日が平成9年4月2日以降で、有効期間が18歳の誕生日の属する月の末日までの医療券を既にお持ちの方は、更新することができません。

区市町村の担当窓口が申請を受理してから、医療券が届くまでの間に病院や薬局で支払った医療費や、医療券が使えない医療機関で支払った医療費は、後から東京都に請求できます。

申請書類の配布・受付・お問い合わせ先はお住まいの区市町村担当窓口です。

制度に関する情報は、以下のホームページでもご案内しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/kankyo-eisei/taiki/iryohi/index.html>

詳細はこちらで

大気汚染医療費助成

検索



PCサイト

東京都大気汚染医療費助成制度

平成27年4月発行 | 登録番号(26)308

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

印刷 株式会社シンソークリエイト



ぜん息患者のみなさまへ

東京都大気汚染
医療費助成制度

東京都

「東京都大気汚染医療費助成制度」とは

東京都では、気管支ぜん息などの疾病にかかっている方に対し、医療費の助成を行っています。申請には一定の要件を満たしている必要があります。



どのような人が申請できるの？



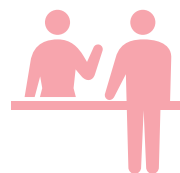
- ① **18歳未満の方** (18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む。)
- ② 都内に引き続き1年(3歳未満の方は6か月)以上お住まいの方(住民登録されている方)
- ③ 現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅにかかっている方
- ④ 健康保険等に加入されている方
- ⑤ 申請日以降喫煙しない方

※①から⑤をすべて満たしていることが必要です。

※18歳以上の方(①に該当しない方)の新規申請の受付は、平成27年3月31日で終了しました。現在認定を受けて医療券をお持ちの方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能です。



申請手続きはどうすればいいの？



お住まいの区市町村の担当窓口で申請書類の配布、受付を行っています。

まずは、窓口で書類を受け取ってください。

* 申請すると… *

各地域ごとに、申請書類を基に審査を行います。

認定されますと、**みどり色の医療券が交付されます**。この医療券を健康保険証と一緒に医療機関(病院や薬局)の窓口で提示してください。

* 医療券が使える医療機関は… *

都内の医療機関で使えます。また、都外の医療機関であっても東京都と契約していれば、医療券を使うことができます。おかけの医療機関にご確認ください。

どのような助成が受けられるの？



医療券の有効期間内に、医療券に記載された疾病の治療にかかった医療費のうち、健康保険を適用した後の自己負担額について助成します。

* 助成の対象とならないもの *

- ・医療券に記載されていない疾病の医療費
- ・申請にかかる費用(文書作成料・検査費用)
- ・入院時の食事療養・生活療養標準負担額など

